

見守り
新鮮情報

テレビショッピングで健康食品を購入し商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに1カ月後に同じ商品が届いた。よく確認すると

「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので返品し、定期購入を解約したい。

(80歳代 女性)



テレビショッピングでも
注文したら定期購入だった

ひとこと助言



- テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、つい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいがちですが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。なお、定期購入である場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。
- 電話で注文する際にオペレーターが定期購入等の契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明が分からない場合や契約内容について説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品出来る可能性がありますので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。



管理会社の依頼？ 引っ越し直後の訪問販売

事例

引っ越したばかりの新築マンションに「管理会社の依頼で換気扇の説明をする」との訪問があり、そのようなこともあるのかと思い部屋に入ることを了承した。30分以上使用方法を説明された後、換気扇フィルターの購入を勧められ、約1万5千円を支払った。高額だし、よく考えると不審だ。クーリング・オフしたい。

(当事者：学生 男性)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 引っ越し直後は荷解きや手続きなどで忙しく、新しい生活にも不慣れな時期であり、いつもより冷静に判断できなくながちです。
- 突然訪問を受け「管理会社の依頼で」「周りはみんな契約している」などと言われても、事業者の話だけを信じてすぐに

契約しないようにしましょう。事業者の話について少しでも疑問に感じたら、管理会社などに確認しましょう。

- クーリング・オフができる場合もあります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

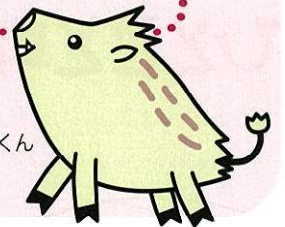
*2022年4月から18歳で大人に!

一人で契約ができる反面、原則として一方的にやめることはできません。成年になったばかりの若者にどんな消費者トラブルがあるのか知っておくこともトラブル回避に役立ちます。

発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

さぼーとくん



消費生活に関する相談窓口

いわたししょうひせいかつ
磐田市消費生活センター

【相談日】 毎週月～金曜日(祝日及び年末年始を除く)

8:30～17:00(最終受付16:00)

【場所】 磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内

【電話】 0538-37-2113 【FAX】 0538-39-2262



相談は無料

消費生活センターに相談してください

磐田市イメージキャラクター
ひっぺい